

足立区広報広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区が発行する「あだち広報」(以下「広報紙」という。)に広告を掲載するための手続、掲載料その他必要な事項について定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 広報紙に掲載できる広告は、区民生活に密着したもので、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 広報紙の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に係るもの

(3) 政治活動、宗教活動及び個人的宣伝等に係るもの

(4) 法令で禁止されているもの

(5) 公序良俗に反するもの

(6) その他、広報紙に掲載する広告として適当でないと認められるもの

2 前項に定めるもののほか、広報紙に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告等の種類及び掲載順位)

第3条 広告掲載希望者の応募が予定数を越えた場合の掲載順位は、別に定める。

(広告の掲載規格及び掲載料金)

第4条 広報紙の広告掲載場所、規格及び掲載料金は、別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告の募集は公募とし、あだち広報又は区のホームページに掲載すること等により行うものとする。

(公募によらない募集)

第6条 区長は、公募によらず、次の各号に掲げる方法により広告の募集を行うことができる。その場合においては当該各号に定める規定は、適用しない。

(1) 広告主となりうる者への案内 第3条及び第5条

(2) 委託、広告枠の販売その他の方法による区以外の者による募集 第3条から第5条まで

(広告掲載の申込方法)

第7条 広告掲載の申込方法については、各媒体ごとに別に定める。

(選定委員会の開催)

第8条 区長は、掲載の可否、掲載順位の決定に当たり、広告内容等の適否について選定審査するための選定委員会を開くことができる。

(選定委員会の構成)

第9条 選定委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、広報室長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 政策経営課長
- (2) 財政課長
- (3) 報道広報課長
- (4) シティプロモーション課長
- (5) 契約課長

(招集)

第 1 0 条 選定委員会は、会長が招集する。

(会議)

第 1 1 条 選定委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(選定委員会の庶務)

第 1 2 条 選定委員会の庶務は、報道広報課において処理する。

(広告掲載の決定等)

第 1 3 条 広告掲載を希望するもの(以下「広告主」という。)は、所定の申込書のほかに、広告原稿案、デザイン案等、掲載しようとする広告内容が分かる資料(広報紙にあっては掲載号ごとに)を指定された期日までに提出しなければならない。

2 区長は、広告内容について、別に定める基準、関係法令に基づき審査を行い、掲載広告ごとに掲載の可否を決定する。

3 審査に当たっては、必要に応じて現地調査等を行う。

4 審査により、基準、法令等に適合するためには広告内容を訂正・削除等する必要があると認められた場合、広告主に訂正・削除等を依頼する。

5 区長は、広告主が前項の依頼に応じない場合、申込みに係る広告を掲載しないものとする。

(広告掲載料の納入)

第 1 4 条 広告主は、広告掲載決定後、指定する期限までに広告掲載料を前納しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第 1 5 条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、天災等特別な事情による広報の発行停止、区の事情により広告掲載を中止する等、広告主の責によらない事由により掲載することができなかつたときは、その一部又は全部を返還するものとする。

(広告主の責任等)

第 1 6 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第 1 7 条 区長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広報紙の編集発行上、支障があるとき。

- (2) 広告掲載料を指定する期限までに納入しなかったとき。
- (3) 広告に係る事業の撤退等の理由により、広告掲載辞退の申出があったとき。
- (4) 第 1 3 条第 2 項の規定による広告掲載決定後に、第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当すること、及び同条第 2 項に規定する基準に抵触することが判明したとき。
- (5) その他、区長が必要と認めるとき。
- (その他)

第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広報室長が別に定める。

付 則 (1 7 足政広発第 3 5 4 号 平成 1 7 年 1 0 月 2 4 日 政策経営部長決定)
この要綱は、平成 1 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

付 則 (1 7 足政広発第 6 0 5 号 平成 1 8 年 3 月 2 7 日 政策経営部長決定)
この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (1 9 足政広発第 6 8 4 号 平成 1 9 年 1 0 月 3 1 日 政策経営部長決定)
この要綱は、平成 1 9 年 1 2 月 1 日から施行する。

付 則 (2 0 足政広発第 1 1 3 3 号 平成 2 0 年 1 1 月 1 7 日 政策経営部長決定)
この要綱は、平成 2 0 年 1 1 月 1 7 日から施行する。

付 則 (2 0 足政広発第 1 2 8 9 号 平成 2 1 年 1 月 1 3 日 政策経営部長決定)
この要綱は、平成 2 1 年 1 月 1 3 日から施行する。

付 則 (2 2 足政広発第 1 1 4 号 平成 2 2 年 4 月 1 9 日 広報室長決定)
この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (2 4 足政広発第 4 0 1 号 平成 2 4 年 7 月 2 3 日 広報室長決定。政策経営部長は室長職を取り扱う)
この要綱は、平成 2 4 年 8 月 1 日から適用する。

付 則 (2 6 足政広発第 1 0 1 5 号 平成 2 7 年 2 月 2 4 日 広報室長決定。政策経営部長は室長職を取り扱う)
この要綱は、平成 2 7 年 3 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行し、施行日以後に掲載する広告から適用する。

